

平成 18 年改正の概要

- ① 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）」が平成 18 年 6 月 21 日に公布され、宅地建物取引業法に係る改正部分については、平成 18 年 12 月 20 日に施行された。これにより、重要事項説明について、瑕疵担保責任の履行に関する保証保険契約の締結等の措置を講じるかどうかおよび講じる場合のその措置の概要が説明事項として追加された。
- ② また、書面の交付についても、瑕疵担保責任の履行に関する保証保険契約の締結等について定めがあるときは、その内容が書面に記載すべき事項として追加された。その他、宅地建物取引業者の不正行為に対する罰則が強化されるとともに、業務に関する禁止事項のうち、故意による重要な事項の告知義務違反の規定の明確化を図るなどの改正が行われた。